

平成 25 年 3 月 26 日

地域廃棄物適正処理推進議員連盟 会長
衆議院議員 石破 茂 様

一般社団法人全国清掃事業連合会
会長 三井 崇裕



規制改革会議に関する緊急のご要望

去る 1 月 29 日に開催していただきました議連要望懇談会におきまして「政府規制改革会議における今後の展開の中で、私ども全清連が危惧する論点や疑義のある見直し要求が出てきた際には、その都度直ちにご相談、ご要望をさせていただきます。」と申し述べましたが、やはり予期していた通り、2 月 25 日に開催された第 3 回規制改革会議におきまして、規制改革会議委員の新日鉄住金常務の佐久間氏から「容リ法」に係る「とんでもない」見直し要求が書面意見として示されました。

規制改革会議の主旨は、安倍総理率いる貴政権に交替されてからは少なくとも、日本の企業が新たな市場を開拓し、民間企業全体に活力を与えることを後押しするものであり、大企業が中小企業の市場を蹂躪するものでは決してなかったはずですが。しかし、今回の容リ法入札制度に関する事案は、規制改革委員会委員に新日鉄住金の関係者が任命されたことを奇貨とし、公平な競争を大義名分として大企業が中小企業のパイを食いつぶし、自社企業に有利な入札制度への変更を求めるものです。

さらに、本事案を審議するエネルギー・環境ワーキング・グループには、花王株式会社の包材部長が専門委員として参加していますが、同部長は、リサイクル義務を負い、リサイクル料金を支払う側の容リ法特定事業者の団体であるプラスチック容器包装推進協議会の会長職を務めています。自社のリサイクル事業の拡大とリサイクル料金の低減を企図した委員が結託して、規制改革の名の下にリサイクル制度を歪める。これが、「とんでもない」と言わざるを得ない所以です。

材料リサイクル事業者は、循環型社会形成推進への貢献を誇りに、日本のリサイクルの一翼を担っています。容リプラスチックの平成 25 年度の入札では、総量約 66 万 t の約 51.5%を、53 社の材料リサイクル事業者で落札し、残る約 48.5%を鉄鋼関係 6 社で落札しました。総売上高 4 兆円の新日鉄住金をはじめとする鉄鋼関係 6 社にとって、この落札により受注した額は、各々の企業にとって、きわめて微々たるものにすぎませんが、中小企業がほとんどの材料リサイクル事業者にとっては、容リプラ

事業が大きな比重を占め、企業存続の生命線がかかっています。そして、材料リサイクル事業者は日本全国で多くの雇用を生み出し、地域社会にも貢献しています。

私ども材料リサイクル事業者は、ただ既存の枠組みに安住しているわけではありません。平成18年の50%優先枠導入に当たっては、努力をした者が報われ、そうでない者は退出を迫られるという趣旨を踏まえて、その導入に応じたものです。材料リサイクル事業者は、決して希望量が自動的に落札できるわけではなく、事業者同士が競争して、より高度なリサイクルを進めるとともに、コストの低減を図っています。材料リサイクル登録事業者数は18年度の73社から24年度には57社に淘汰され、落札価格もこの間に3割減少しています。私どもは、リサイクル製品の高度化、高付加価値化に向けて日夜努力を重ね、モノからモノにリサイクルすることで、「なぜ容器包装は分別しなければいけないのか」という消費者の疑問に応え続け、近年では自動車のパーツや玩具、文具などへのリサイクルにもチャレンジしています。

私どもは、容器法プラスチックリサイクルの在り方について、これまでも誠意を尽くして議論に参加してまいりました。そして、今年5月以降に予定されている容器リサイクル法の見直しに向けた中央環境審議会、産業構造審議会の合同検討会議の審議においても、正々堂々と論点主張を行ってまいります。

しかしながら、今回の規制改革会議では、委員の構成一つをとっても到底公正中立な議論ができるとは考えられません。下記のとおり、ご要望申し上げますので、ご賢察いただきまして、規制改革会議が誤った方向へ進むことのないよう、特段のご高配をお願い申し上げます。

記

1. 規制改革会議、エネルギー・環境ワーキング・グループのメンバーには、佐久間委員（新日鉄住金）、小林専門委員（花王）というそもそもケミカルリサイクルの推進側のみが委員として参加しており、材料リサイクル側の委員は全く含まれていません。また、容器リサイクル法の見直しに当たっては、前回からの宿題事項を含め、様々な検討課題があります。その中で、プラスチック製容器包装の入札制度だけを切り出して、短期間のうちに結論づけることは、「木を見て森を見ず」そのものとなってしまいます。

このような場では公正・中立な議論は到底望めず、そこで出された方向性は我田引水、お手盛りとの誹りを免れません。直ちに委員の構成、審議スケジュールを是正していただくようご要望申し上げます。

2. そもそも容り法の見直しには中央環境審議会、産業構造審議会の合同検討会議という場が設定されています。これまでの容り法の経緯について理解し、我が国の環境を守るための法体系や循環型社会形成の基本的枠組みについての見識を備えた有識者、事業者、消費者、地方自治体などの関係者が一堂に会する場で、正々堂々と議論が戦わされることが必要です。規制改革会議は合同審議会の議論にも真摯に耳を傾け、連携して検討が進められるようご要望申し上げます。

3. 優先枠がなくなれば、50社以上の中小企業は破たんし、その従業員、家族は大変なこととなりますが、規制改革会議は、弱肉強食論を肯定して、特定の超大企業が中小企業を蹂躪することを進めようとするのでしょうか。もし、規制改革会議が特定企業の利害を優先するようになれば、それは、かつてオリックスグループが簡保の宿払下げで批判されたことと同じレベルに落ちることになりかねません。

どうか規制改革会議が、真に国民と99%の中小企業にとって意義のある公平な検討の場として運営されるようご尽力賜りますようご要望申し上げます。

以上

ワーキング・グループの検討項目

I 健康・医療ワーキング・グループ

- ◎ 1. 再生医療の推進（再生医療に係る保険外併用療養の範囲拡大を含む）
- ◎ 2. 医療機器に係る規制改革の推進（開発者のインセンティブ付与、承認業務の民間開放の推進、医療機器に係る治験前臨床試験の有効活用を含む）
 - 3. 革新的医薬品の薬価算定ルール等の見直し
 - 4. 医薬品に係る治験前臨床試験の有効活用
- 5. 一般健康食品の機能性表示の容認
- 6. 保険外併用療養の更なる範囲拡大
- 7. 医療のIT化の推進（遠隔医療の普及、処方箋等の電子化の推進）
- 8. 介護事業の効率化

II エネルギー・環境ワーキング・グループ

- 1. 自然公園における地熱発電の開発可能地域のゾーニング
- 2. 変電所のバンク逆潮流制限の緩和措置
- 3. 慣行水利権に従属する小水力発電の普及促進
- ◎ 4. 再生可能エネルギー発電設備に係る電気保安規制の合理化（バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者選任範囲の見直しを含む）
- ◎ 5. 次世代自動車等の普及を加速するための環境整備
- 6. グリーン料金メニューに係る温対法上のCO₂排出係数の見直し
- ◎ 7. プラスチック製容器包装のリサイクル入札制度の適正化

III 雇用ワーキング・グループ

- 1. 働きやすい労働環境の整備
 - (1) より多様で柔軟な働き方を可能とする労働時間規制にするために、企画業務型裁量労働制の見直し、フレックスタイム制の見直し等を図るべきではないか。
- ◎ (2) 勤務地や職務が限定された労働者の雇用に係るルールを整備することにより、多様で柔軟な働き方の充実を図るべきではないか。
- 2. 労働条件の変更規制の合理化
- 3. 「付随的業務」の範囲等の見直し
- 4. 派遣元の無期雇用労働者に関する規制の緩和
- 5. 医療関連業務における労働者派遣の拡大

規制改革の追加課題について

2013年2月25日

新日鐵住金株式会社 佐久間総一郎

本日、所要により欠席致しますので、私の意見を以下のとおり、書面にて申し述べさせていただきます。

下記の各規制についても「国際先端テスト」を実施し、合理的な規制となっているか検証が必要と考えます。

【エネルギー・環境】

1. PCB含有絶縁油にかかる処理対象基準

現在、国内では、PCB含有絶縁油にかかる処理対象基準が「0.5ppm超」に設定され、適正に処理できる事業者や処理場も限定されている。結果として、今後、膨大な処理費用（6,000億円との試算）の発生が見込まれている。この処理基準に関し、欧米の先進諸国においては「50ppm超」と設定されているところであり、検証が必要。

2. プラスチック製容器包装のリサイクル入札制度の適正化

市町村等が実施するプラスチック製容器包装の入札制度では、「ケミカルリサイクル業者」に比して処理費用の高い「材料リサイクル業者」に50%の優先枠が設定されており、結果として社会コストの増大、リサイクル率の低下を招いている。（国際的にみて）合理的な制度であるか、検証が必要。

3. 廃棄物の該当性判断基準の合理化

廃棄物の該当性判断については、「物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思」をもって総合的に判断する（環境省課長通達）こととなっているが、排出者から需要家までの間の輸送コスト（排出者負担コスト）が物の販売価格を上回る場合には、その一要件（取引価値の有無）のみをもって「廃棄物」と判断する自治体もあり、副産物の有効利用が阻害されている。課長通達に則した運用の徹底が必要。

4. 火力発電所にかかる環境アセスの迅速化

将来の電力供給源として、日本の高い技術力を基盤とするIPPへの期待が高まるなか、環境アセスに関してはその長期化や不透明化といったリスクが

存在し、参入を検討する事業者の予見性低下、結果としての投資断念等を招いている。たとえば、発電設備のリプレースによって環境改善が明らかな場合におけるアセスの不要化、石炭火力のCO2に関する基準の合理化、アセス評価項目の絞り込み等を図る必要がある。

【創業・産業の新陳代謝等】

1. 大型船の入港における潮位利用

コンテナ船、原燃料船など船舶の大型化が進む中、国内港湾の競争力強化のためには、満船の状態でも入港可能な水深を確保する必要がある。欧米では、UKC (Under Keel Clearance : 余裕水深) を気象・海象の予測値により管理するシステムの運用により、潮位を有効に利用した入出港が行われている。わが国の港湾の多くでも潮位利用は認められているものの、その運用については港湾毎にバラツキが有ることから、潮位利用のもう一段の弾力的運用に向けたシステムを導入するとともに関係する許認可権者への利用周知を図る必要がある。

2. 大型車両等の通行許可手続きの短縮化

構造が特殊な車両や積載貨物が特殊な車両を通行させようとするときは、あらかじめ道路管理者による特殊車両通行許可を受けなければならないが、通常、申請から許可取得までに約1～2カ月程度かかる（東日本大震災発生後の一定期間は、短期間での許可取得が可能であった。）。

国内事業立地の競争力強化の観点から、特殊車両の通行許可手続きの迅速化など、国際テストを踏まえて、物流にかかる各規制の効率化・合理化を図る必要がある。

以上